

令和5年度 第1回 美郷町農業委員会議事録

日時：令和5年4月25日（火）

15:00～16:30

場所：みさと館 3階多目的室

農業委員 5人（欠席委員 人）

1. 松嶋 伸之	2. (欠員)	3. 山田 昇
4. 安井 祐介	5. 大草 美智江	6. 梅田 信雄

農地利用最適化推進委員 7人（欠席委員 人）

7. 浅原 譲	8. 中原 康隆	9. 佐和 克彦
10. 漆谷 光男	11. 神田 守	12. 梅原 富雄
13. 坪内 博		

オブザーバー 公益財団法人しまね農業振興公社 農地集積相談員 松崎寿昌

事務局 産業振興課 課長 行田将士

農業委員会 事務局長 吾郷真彦・主任 宇山俊輔

議事日程

第1 議事録署名委員の指名 松嶋伸之委員・安井祐介委員

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定に係る許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定に係る許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定に係る許可申請について

第3 その他報告事項について

事務局	<p>それではすいません。失礼します。時間になりましたので、今年度第1回の農業委員会を始めさせていただきます。私はこの4月の人事異動で、農業委員会事務局長につきました吾郷真彦と申します。よろしくお願いいたします。では会長の山田会長さん。あいさつをお願いします。</p>
会長	<p>はい。では皆さんご苦労様です。今日はこの後がありますので午後からの開催であります。先ほど挨拶がありましたように新しく吾郷事務局長を迎えることになりまして、課長さんの方も行田課長さんに代わりまして、新しい体制でスタートしますので、よろしくお願いいたします。農作業の方も大分忙しくなりまして、ほとんど田を見ますと代を掻きまして、今月の終わりごろから稲を植えられるのかなというふうになっておりますけど、皆さんお疲れにならないように、皆さんそう若くはありませんので、ぼちぼちやっていきたいと思えます。ここに厚い厚いファイルというか冊子がありますけど、「地域計画」というのが4月から「人・農地プラン」からこちらに代わって、新しい方向性が示されております。それに伴い、今まで審査しておりました農地の取得に関して下限面積が、今までは各農業委員会の下限面積が大体50aというのが定められていましたけれども、これが完全に撤廃され、誰でも農地を取得することができるように変わりました。それに関連して農業委員会の仕事がどうなるかというのを勉強しないとわかりませんが、誰でも簡単に承認を受けさえすれば農地の所得ができるように変わりました。これによって新しく農業をしたい人小規模から始められてそれでいい点はありますが、反面、農地の不正転用を農業委員会が防いだ点もありました。企業の取得にはかなり制限を設けていた。おいおい変わった点については事務局の方で例を挙げながら勉強して、その都度その都度対応していきたいです。そういうことでよろしくお願いいたします。</p>
産業振興課課長	<p>それでは失礼します。私は4月から産業振興課長を拝命いたしました、行田将士と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私も役場に入りまして、結構産業振興畑も長くありまして、7年ぶりに産業振興課に帰ってきましたところでございます。今度は課長という大命を仰せつかさっており、身の引き締まる思いでございますが、皆様よろしくお願いいたします。平素は町の農業行政に対しまして、格別なご協力を賜りましてありがとうございます。この場を借りてお礼申し上げます。先ほど会長さんの方もおっしゃられておりましたけれども、農業を取り巻く情勢は、</p>

	<p>年々年々やはり厳しさを増してきているというじょうきょうですね。私も7年ぶりに帰ってきました、ここがこういう風になってきているんだと思いました。法律が変わって、要は農地の下限面積が撤廃されたことより、誰でも農地が取得できる状況になってまいりました。これが今後の農政に関わって大きな変わってくる部分があると個人でも思っております。そうした中でも、先般4月17日の臨時議会の方がありまして、その場で町長がこの農業に関しまして、今後や現状について議員さんに示したところ。今年1年をかけて、この町の農業のあり方というのをしっかり勉強していこう、というビジョンを今後作っていかねければとおっしゃっておられました。それに向けて1年かけてどういったことを今後考えていくかというのを模索して参りたいと思います。そのところを含めまして、皆様方にいろんな部分で協力を賜りたいと思っております。それから農業委員会に関して、今年3年に1回の改正の年と聞いております。今現在の皆様の任期が7月末までになってございます。今現在取りまとめ中でございますけれども、この分野に関しましてなかなか成り手がいないところの中で、ご協力いただいておりますことに感謝申し上げます。あとの議題の方に出てまいりますけれども、それに際しましてはまたご協力いただきますようお願いします。</p>
<p>農地集積相談員</p>	<p>前任の服部に変わりました、農業振興公社の方、この4月よりお手伝いをさせていただくことになりました。松崎と思います。出身は邑南町の布施です。30年ほど農協の方において、10年前には大和支店の方において、美郷町の再生協議会の方に出席しておりました。まだ着任して業務内容が十分把握できてないところで、なかなか皆さんの方に情報って言うていくところが、すぐにはいけないかもしれませんが、こういうのをまた勉強して、つなぎをさせていただければと思いますので、ひとつよろしくお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは議事の方に入りたいと思います。議事録署名者は1番委員さん、4番委員さんでお願いします。議案第1号について、事務局の方で説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>第1号議案 農地法第3条につきましては2件の申請がございました。 まず1件目ですけれども、所在地は浜原◎◎◎◎、登記簿地目、現況地目</p>

	<p>とも田です。面積は889㎡です。あと、譲渡人は●●●●さん、譲受人は○○○○さんです。申請事由としましては農地の管理ができないためということです。</p> <p>次2件目ですけども、所在地は築瀬◆◆◆◆、登記地目、現況地目とも畑です。面積は143㎡です。譲渡人は△△△△さん、譲受人は▲▲▲▲さんです、申請事由は、譲渡人が県外在住のため、農地の管理ができないということでした。以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。2件の申請が出ております。▲▲▲▲さんというのは▽▽▽▽の？</p>
事 務 局	<p>この▲▲▲▲さんは、▽▽▽▽の、皆さん■ ■ ■ ■さんと言われてますが、登記上は▲▲▲▲さんということだそうです。</p>
会 長	<p>そういうことです。何かご意見ありますか。</p>
1 2 番 委 員	<p>●●●●さんなんですけど。彼は農業できますかね。これちょっと中身わからないんだけど。</p>
会 長	<p>4番委員さん、あなたの家の近くでは？</p>
4 番 委 員	<p>これ今話に出ていたんだけど、これはうちの家の前の田んぼ？</p>
事 務 局	<p>地図が別添についておりまして、1枚目2枚目が第3条に当たる所です。</p>
4 番 委 員	<p>うちの家の前だったら何年か前にしたんだけど。</p>
事 務 局	<p>この第3条の案件ですけども、こちらは川本町在住の□□□□行政書士さんからの申請でして、確認したところ、譲受人は農業をされる意思があることを確認しました。</p>
4 番 委 員	<p>でもここ田んぼじゃないよ？</p>
事 務 局	<p>現地を確認しましたが、管理はしてあるんですが、実施稲とかは植えてはいない感じでした。</p>

4番委員	管理してあるのかな？田んぼだったのかな？
事務局	地目として田です。
9番委員	これ、一段高いところかな？◇◇◇◇の計量器がある所の裏側じゃないのかな？
4番委員	ここは荒れてなかったかな？
9番委員	草地というか、ただ畑にもなっていない。ただ草が生えているところではないのかな？一段高くなって。だったと思うけどな。
事務局	一応草刈りはしている感じではありました。現地は見たのですが。
12番委員	●●●●さんが機械とか持っているわけではないし、彼が田んぼを作れる状態ではないことはわかっているから。あらっと思って聞いただけの話であって、やればいいんですけど。
会長	これは4月になって初めて出るようなケースだと思うんですよ。荒れているわけではないでしょう？現地はどのような状況？
事務局	現地はですね、写真を撮って来ておりまして（会長に現地写真を見てもらう）
会長	<p>荒廃地というわけではないね。管理はしてあるみたいだね。写真を回そうか？</p> <p>（各委員へ現地写真を回覧する）。</p>
4番委員	まあ管理がしてあるならばいいにしましょう。
会長	結構きれいにしてあるから。毎年2回は草刈りをしている。
9番委員	長い草があるようにはなかったけど。

12番委員	トラクターとか入らないけど。
1番委員	入らないというのは道がないということ？
産業振興課課長	農道は低いし、上の所は国道との段があるので。法があって農道が低い。
4番委員	上か行こうと思ったら、他の人の田に入らない。
9番委員	◇◇◇◇の裏の方？
6番委員	何か作る考えはないのかな？
7番委員	管理をしてもらおうと思って名前を書いたのでは？自分ができないようになったから、草刈りでも。
6番委員	●●●●さんもあまり元気な人ではないと思う。受ける人が。
7番委員	元気な人にやってもらって、草刈りでもしてもらって管理してもらえれば。
1番委員	もともと農地がない人なんですね？この表を見ればないと思う。
会 長	4月からはできるということになる。2件とも下限面積がなくなったから申請が出来るようになった。農地の管理がしっかりできればいいと思うが。▲▲▲▲さんは何をしようとしているのかな？
事 務 局	▲▲▲▲さんは家庭菜園です。
会 長	管理をすることを条件にということで、一言付け加えてもらえれば。
事 務 局	それは両方とも？
会 長	▲▲▲▲さんの方はそう苦になるような面積ではないが、●●●●さんの分は面積があるので、周りの迷惑にならないように草刈り等の管理を充分してもらえれば、ということを経営に。

	<p>それでは第1条議案について賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(出席農業委員全員挙手)</p>
会 長	<p>ありがとうございます。議案第1号は承認されました。続いて議案第2号についてお願いします。</p>
事 務 局	<p>続きまして、議案第2号 第4条申請につきまして1件の申請がありました。こちらはですね、所在地は長藤◎◎◎◎、登記地目及び現況地目はともに畑、面積は7㎡、申請された方は●●●●さん。申請事由は自己の墓地を新設するためです。こちらの案件につきましては、昨年11月の総会の際に「美郷農業振興地域計画」の一部変更として議事に上げさせていただいた件です。以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。この件についてはちゃんと届け出をしておられます。私としては問題ないと思います。</p>
1 番 委 員	<p>前回現場に行ったよね。現場に行っておそらく分筆されたのだろう。それで7㎡に。それで墓地にされるのでしょうか。手続きは済んでおられるのでしょうか。●●●●さん最近体調不良で、辞めておられるのでは。奥さんは元気で。</p>
4 番 委 員	<p>▽▽▽▽を過ぎて最後の家？</p>
1 番 委 員	<p>△△△△の高架がある所。それをまたぐ手前。</p>
6 番 委 員	<p>▼▼▼▼さんの作業小屋がある所。</p>
会 長	<p>皆さんよくご存じの案件でございますけれど、賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(出席農業委員全員挙手)</p>
会 長	<p>はい、ありがとうございます。満場一致で承認されましたので、第2号議案は可決されました。</p>

事務局	ありがとうございました。
会長	続いて議案第3号について説明をお願いします。
事務局	<p>議案第3号 農地法第5条については3件の申請が来ております。</p> <p>まず1件目、所在地は乙原◎◎◎◎。登記地目及び現況地目は畑。面積は999㎡。譲渡人は●●●●さん外3名、譲受人は○○○○建設。転用事由としましては、既存の資材置き場が手狭になったことから、新たな資材置き場として申請地を利用するとのこと。</p> <p>続きまして2件目、所在地は潮村◆◆◆◆他計2筆、登記地目及び現況地目はともに畑。面積は併せて388㎡。譲渡人が◇◇◇◇さん。譲受人が■●●●さんです。転用事由は申請地に進入路整備及び車庫を新築するとのこと。</p> <p>3件目について所在地は宮内▲▲▲▲。登記地目及び現況地目は田。面積は319㎡。譲渡人は△△△△さん。譲受人は▼▼▼▼さんです。転用事由は住居等の新築です。こちら3件とも第2号議案と同様に昨年11月の総会の際に「美郷農業振興地域計画」の一部変更として議事へ上げさせていただいた件です。以上です。</p>
会長	ありがとうございます。今説明があったように以前に出てきた分で、1番委員さんもそうでしたっけ？
1番委員	出ていました。
会長	ということで、所有権移転と地目の変更です。ご異議はございますか？○○○○建設については顛末書を出せということだったかいな？
事務局	顛末書を出すことを条件に許可をするということ。あの顛末書は何の顛末書だったかいな？思い出せませんが……。11月の総会で出た話でしたね。
11番委員	乙原の方で、コンクリートで張った畑があったんですよ。あのところの部分で、当分の間投げてあったけど。何も地目変更もせずに。
会長	今からやる分には時間もたっているんで、顛末書を出すならOKではなかったかな？記憶があるんだが。



事務局	顛末書を確か行政書士さんを通して、確かに出たんですよ。あとで探してみます。顛末書を言われたのは、10月に〇〇〇〇建設の前の事務所の裏。4番委員と11番委員さんと一緒に行って。郵便局のある通りの〇〇〇〇建設の事務所の裏手を駐車場として利用するという第5条の転用申請があったんですが、ずっと何年も前から舗装してある状態で、転用の申請が出たので顛末書を提出するよにとのことです。
10番委員	場所が違う？
事務局	乙原〇〇〇〇が顛末書の話。
4番委員	前の〇〇〇〇建設の社長の家の前の話？
10番委員	今回の分は❖❖❖❖さんの前？
事務局	今回の分は□□□□さんの家や町営住宅の前です。これが11月の農振除外申請の分。その前の月に同じく譲受人も〇〇〇〇建設で、譲渡人も●●●●さん他3名という同じ人でした。
会長	それで一緒になったんだ。
事務局	以前の分の顛末書が今出てこないんですけど、確かに受け取っておりますので。
会長	今回の件は顛末書の分とは違う分ですので。失礼しました。ということですみません。他に質問ありますか？
1番委員	正式にこういう手続きをすれば誰でも転用ができるという話になるんだな。
会長	それはまた別の問題だと思うんですけど。
1番委員	まあ農振除外申請をしてからの話だけだな。
農地集積相談員	慎重にやらなければならないけど、だいぶ緩和されてきていることも

1 番 委 員	<p>合わさって今後出てくると思います。邑南町の方もズラズラと出てきました。</p> <p>農地としてすでに利用されていない、今後も見込みがないところについてはこういうことが可能になる。できるだけ。ダメという言い方ができない。</p>
会 長	<p>それでは問題が無いようでしたら、議案第3号について採決を取りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(出席農業委員全員挙手)</p>
会 長	<p>そうしますと議案第3号については全て承認されました。ありがとうございました。</p> <p>(議案終了後、次期農業委員選任について意見交換し、閉会)</p>

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名する。

会 長 山田 昇

議事録署名者 松嶋 伸之

議事録署名者 安村 祐介